

政府情報システムのためのセキュリティ評価事業

令和3年度予算案額 2.5億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 政府調達におけるクラウド利用の拡大の前提として、情報資産の重要性に応じ、セキュリティを確保する観点から、クラウドサービスの安全性評価を行い、基準を満たすサービスを登録する制度を実施することで、官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用、継続的に利用し、クラウド・バイ・デフォルト原則の実現と、政府のデジタルトランスフォーメーションに資することを目的としています。
- 「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（令和2年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）において、本制度の令和2年度からの制度利用開始を決定し、IPAにおいて制度運用を担うこととなりました。
- 国がクラウドサービスに対して要求すべき基本的な情報セキュリティの基準に基づき、情報セキュリティ監査の枠組みを活用した評価プロセスに基づき、要求する基準に基づいたセキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウドサービスを、登録簿として公表します。

成果目標

- クラウド・バイ・デフォルト原則に基づく、デジタルガバメントの実現に貢献するとともに、我が国のクラウドサービス活用の基盤となることを目指します。

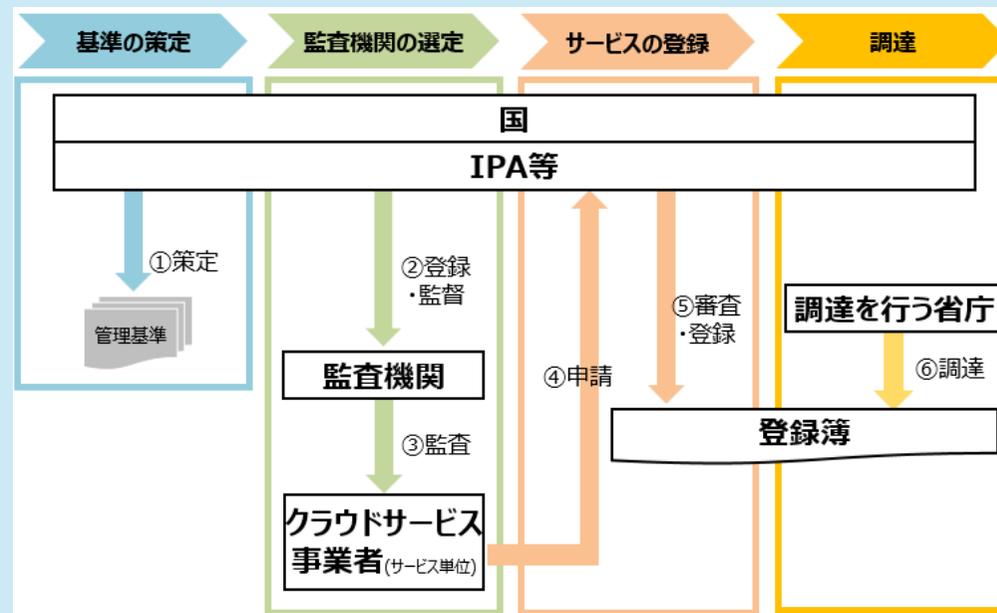
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の運用

- 1. 基準の策定**
クラウドサービス事業者が登録簿への登録申請を行う上で実施すべきセキュリティ対策基準や、監査機関を登録する際の基準等を策定します。
- 2. 監査機関の選定**
クラウドサービスの監査を行う監査機関を審査・登録し、監督します。
- 3. サービスの登録**
クラウドサービス事業者による申請を受けて、登録基準に基づいて登録簿への登録可否を審査します。



※本事業は、本図の「基準の策定」「監査機関の選定」「サービスの登録」部分を対象とします。